

## 8-3-2 地盤沈下

### (1) 調査

#### 1) 調査の基本的な手法

調査項目	調査の手法及び調査地域等
・地盤沈下の発生状況	<p>調査手法： 文献調査；地盤沈下関連の文献、資料を収集し、整理した。</p> <p>調査地域：対象事業実施区域及びその周囲の内、山岳トンネル、車両基地を対象にトンネルの工事及び鉄道施設（車両基地）の供用に係る地盤沈下が生じるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>調査期間：最新の資料を入手可能な時期とした。</p>

#### 2) 調査結果

「本編 第4章 4-2-1 (3) 2) 地盤」に示すとおり、対象事業実施区域及びその周囲は岐阜県における揚水に係る自主規制の規制地域に該当せず、また、対象事業実施区域及びその周囲は「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づく規制地域及び観測地域に該当していないため、東海三県地盤沈下調査会による一級水準測量調査等は実施されていないことから、地盤沈下の発生は確認できなかった。



**表 8-3-2-2 事後調査の内容**

調査項目	調査内容	実施主体
地表面の沈下量	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査期間 工事着手前：工事着手前に1回 工事中：トンネルの切羽が測定地点から一定の範囲内にある期間は月1回程度の計測を継続及び掘削工事が完了後、覆工コンクリートの施工が完了するまでの期間中に1回</li> <li>○調査地域・地点 土被りが小さく、地質的に未固結であるトンネル区間（山岳部）のうち、地上に住宅等が存在する区間から選定</li> <li>○調査方法 変位計測の実施</li> </ul>	東海旅客鉄道株式会社

**④) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応の方針**

事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の把握に努めるとともに改善を図るものとする。

**I) 事後調査の結果の公表方法**

事後調査の結果の公表については、原則として事業者が行うものとする。その公表時期、方法等については、関係機関と連携しつつ適切に実施するものとする。

**エ. 評価**

**ア) 評価の手法**

評価項目	評価手法
・トンネルの工事に係る地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回避又は低減に係る評価 調査・予測結果及び環境保全措置の検討を行った結果について、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行った。</li> </ul>

**イ) 評価結果**

**a) 回避又は低減に係る評価**

本事業では、「適切な構造及び工法の採用」の環境保全措置を確実に実施することから、トンネルの工事による地盤沈下に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。



## ウ. 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき予測の不確実性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

## エ. 評価

### ア) 評価の手法

評価項目	評価手法
・鉄道施設の供用における地下水の揚水に伴う地盤沈下	・回避又は低減に係る評価 調査・予測結果及び環境保全措置の検討を行った結果について、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行った。

### イ) 評価結果

#### a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、「適切な揚水位置や揚水量の計画」及び「上水道からの取水」の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（車両基地）の供用における地下水の揚水に伴う地盤沈下に係る環境影響の低減が図られていると評価する。

